

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和 2年12月15日

兵庫県知事 殿

住 所 養父市八鹿町八鹿 1672 番地
名称及び代表者の氏名 養父市商工会
会長 世登 道德 印

住 所 養父市八鹿町八鹿 1675 番地
名称及び代表者の氏名 養父市長 広瀬 栄 印

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：内田昭一・山本優・三木勝博

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(地形と地勢)

養父市は、平成16年(2004)4月1日、兵庫県養父郡の八鹿町・養父町・大屋町および関宮町の4町が合併して成立した。兵庫県の北部の但馬地域の中央に位置し、西は鳥取県、北は香美町・豊岡市に接し、東は朝来市に、南は宍粟市と接している。人口は24,288人、世帯数8,713世帯(平成27年国勢調査より)、面積は422.78km²で、兵庫県の5.0%、但馬地域の19.8%を占める。

市の東部を一級河川円山川が南東から北西の方向に流れ、その支流の八木川に沿って八鹿、関宮地域が、大屋川に沿って養父、大屋地域が位置している。西部は、県下最高峰の氷ノ山(1,510m)や妙見山、鉢伏山、ハチ高原、若杉高原など山岳高原地帯で、自然環境に恵まれた地域である。本市の地形は全体として北但山地に属している。標高は西部の氷ノ山付近に標高1200m~1500m前後の山地が連なり、ここから東に向かって順次高度が低下し、東端部では標高400m~500m前後の低山地が分布する。本市で最も標高の高い山は氷ノ山で1,510mとなっている。これに次いで赤倉山が1,332m、鉢伏山が1,221mなどとなっている。本市の地形は全体として山林が多く(約85%)平野が少ない。わずかに八木川や大屋川などの河川沿いの谷底平野が分布する。

氷ノ山付近には火山地がみられ、その主峰部は大起伏火山地に、主峰の東部に連なる山地は中起伏火山地となっている。その他の地域には山地が広がり、北部の妙見山(1,139m)付近と南部の須留ヶ峰(1,053m)は大起伏山地に、中部から南西部にかけては広く中起伏山地が広がり、北東部などには小起伏山地がみられる。山間部の谷筋は細長く分布し、東部の円山川沿いおよびこれから南西方向に扇状地性低地が分布する。

地質は、全体としては、花崗岩類および新生代第三紀の安山岩類を基盤岩とする。花崗岩類は中生代白亜紀後期~新生代古第三紀に形成された山陰型の花崗岩類である。新生代第三紀の地層は舞鶴帯と呼ばれ、安山岩類を主体とした地層である。八木川沿いには古生代起源と考えられているオフィオライトと呼ばれる蛇紋岩が東西に長く分布している。鉢伏山付近には、約200万年前の新生代第三紀鮮新世に活動した火山による安山岩などの火山岩類が分布している。花崗岩や安山岩などの表層部では、風化作用が進み、花崗岩は軟岩となり強風化部ではマサ土となっている。また、安山岩類は風化作用を受けると赤褐色を帯びた粘性土になり、地すべりや土砂流出の原因となりやすい。谷部などには未固結の砂・泥が堆積し、沖積層と呼ばれている。沖積層は現在も堆積しつつある地質で、中高層建築物などの基礎としての支持力がない軟質な地盤である。

気候は日本海型で、一般に多雨多湿、冬季は大陸から季節風が吹き、積雪も多い。市の気候は、アメダス(大屋・和田山)によれば、年平均気温は13.7℃、平均降水量は1,679.6mm、平均風速1.5mとなっている。晩秋から春先にかけては時雨や雪の日が多く、積雪は30cm前後となっている。気象の極値は、最高気温が2020年8月に38.0℃、最低気温は1981年2月に-12.8℃となっている。日降水量は2011年9月に295mm、最大1時間降水量は2016年9月に89.5mmとなっている。

(交通条件)

京阪神と山陰地方を結ぶ主要な地域幹線道路である国道9号が東西に、姫路方面と山陰地方を結ぶ国道312号が南北に通っている。また、平成24年11月に北近畿豊岡自動車道八鹿氷ノ山IC及び養父ICが供用開始となり、京阪神地域から約120分での到着が可能である。

円山川に沿ってJR山陰本線が通っており、八鹿駅及び養父駅から京阪神及び山陰地方への所要時間は、それぞれ約2時間である。また、市の北約10kmにある但馬空港から大阪空港までは約35分で結ばれている。地域内交通機関には全但バスの路線バスがあり、公共交通機関としては市内全域の住民の移動手段である。また、姫路、阪神地域への高速バス網もあり、所要時間は約2時間である。

(洪水・地震による各地域の被害予想)

養父市では、過去からたびたび台風・集中豪雨・雪害による被害が発生している。事業所は市内に分散しており、危険区域に集中している状況ではない。市内各地域の危険性は下記のとおり。

◇八鹿地域

- ・円山川・八木川沿いの谷底平野などで水害の危険性がある。
- ・円山川沿いの谷底平野で推定6強などの震度が予想され、地震被害が発生する可能性がある。
- ・主要な谷底平野部で液状化の可能性は低い。

◇養父地域

- ・建屋川などの河川沿いの谷底平野などで水害の危険性がある。
- ・円山川沿いの谷底平野で推定6強などの震度が予想され、地震被害が発生する可能性がある。
- ・主要な谷底平野部で液状化の可能性は低い。

◇大屋地域

- ・大屋川、明延川などの河川沿いの谷底平野などで水害の危険性がある。
- ・谷底平野で推定6弱などの震度が予想され、地震被害が発生する可能性がある。
- ・主要な谷底平野部で液状化の可能性は低い。

◇関宮地域

- ・八木川、出合川などの河川沿いの谷底平野などで水害の危険性がある。
- ・谷底平野で推定6弱などの震度が予想され、地震被害が発生する可能性がある。
- ・主要な谷底平野部で液状化の可能性は低い。

※孤立可能性のある集落・・・平成22年版県地域防災計画資料編（平成22年調査）による。

(土砂災害)

養父市には、平成26年4月1日現在において土石流危険渓流が400箇所、地すべり危険箇所が24箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が505箇所、雪崩危険箇所が278箇所ある。

◆土砂災害危険箇所（平成26年4月1日現在）

	八鹿・養父・大屋・関宮・計の順に記載					
土石流危険渓流	100	136	102	62	=	400
急傾斜地崩壊危険箇所	114	144	157	90	=	505
なだれ危険箇所	80	85	61	52	=	278
地すべり危険箇所	6	3	7	8	=	24
地すべり危険地	3	0	2	0	=	5
地すべり危険地区	4	1	1	3	=	9
山腹崩壊危険地区	30	29	31	30	=	120
崩壊土砂流出危険地区	45	94	54	24	=	217

◆土砂災害警戒区域等指定状況（平成31年4月1日現在）

土砂災害警戒区域（特別警戒区域）	898	(204)
災害危険区域	3	
地すべり防止区域	2	

(地震)

本県の沿岸部で地震が発生した場合、但馬地域北部を中心に大きな被害の発生が予想される。河川の河口部では地盤が軟弱なため家屋の倒壊が起りやすいので注意が必要である。県は、26の断層帯・地域に分けた内陸活断層地震及び、どこでも起りうるM7未満の断層（伏在断層）地震による被害想定を平成21～22年度に実施した（兵庫県地震被害想定）。本市に最も大きな被害をもたらすと考えられる地震は、養父断層帯地震（養父市で最大震度6弱）となっている。「兵庫県地震被害想定」によれば、兵庫県内に大きな影響が予想される地震のうち現時点での被害想定等を考慮して、山

崎断層帯地震、上町断層帯地震、中央構造線断層帯地震、養父断層帯地震を主要4地震と位置づけしており、この4つの想定地震のうち、養父市に最も影響を及ぼす地震は養父断層帯地震である。また県は、南海トラフを震源とする地震による被害想定を平成25～26年度に実施し、平成26年6月に結果を公表した。本市では一部の地域で最大震度5強（震度別面積率0.1%）、ほとんどの地域で震度5弱（同99.9%）となっている。また、地震に伴う津波の遡上による浸水はないと想定された。いずれの地震についても養父市に関しては、総じて従来の地震被害想定を下回る被害量となっている。養父断層帯地震は、養父市から朝来市にかけて西北西－東南東方向に走る養父断層の活動を想定したものである。地震調査研究推進本部の長期評価（「全国を概観した地震動予測地図」報告書2005）では、30年以内に発生する確率は「0.45%」と非常に低くなっている。推定震度は養父市のほぼ全域が震度5弱以上であり、断層近辺では震度6弱、震度5強となっている。

（2）商工業者の状況（中小企業庁 2016.6時点データより）

- ・商工業者数 1,318社
- ・小規模事業者数 828社

【内訳】

業種		商工業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設・製造業	314	市内に広く分布している
	小売・卸売業	315	市内に広く分布している
	サービス業他	519	市内に広く分布している
	宿泊・飲食業	170	宿泊:鉢伏・氷ノ山地域に多い

（3）これまでの取組

- 1) 当市の取組
 - ・防災計画の策定・防災訓練の実施
 - ・防災備品の備蓄
- 2) 当会の取組
 - ・事業者BCPに関する国県の施策の周知
 - ・事業者BCP策定セミナーの開催
 - ・兵庫県共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
 - ・市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

Ⅲ 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスク、事前対策の必要性を周知し、認識いただく。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と市との間における被害情報共有体制を構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連絡体制を平時から構築する。
- ・ 巡回や窓口指導時、事業継続計画の策定に向けて、支援を行う。

【成果目標】

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）	
			B C P	事業継続力強化計画
1, 3 1 8	8 2 8	R 3	5	5
		R 4	5	5
		R 5	5	5
		R 6	5	5
		R 7	5	5

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年 4月 1日 ～ 令和8年 3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

【1. 事前の対策】

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ①会報：年2回（会員事業所724×2回）、他DM（不定期）時に周知を行う。
- ②BCPセミナー（1回／年）を開催
- ③啓発・セミナー案内チラシ：1,000部 案内時に周知、開催時に詳細説明を行う。
郵送724部・商工会カウンターに100部設置、残りは巡回時に活用する。
- ④会員事業所（724：10/26現在）巡回時に災害リスクの周知や影響を軽減するための取組・対策（休業への備え・水災補償・保険・共済加入等）を説明する。
- ⑤窓口相談時も同様に説明等を行う。

2) 商工会の事業継続計画の作成

- ①令和3年12月までに策定の予定。

3) 関係団体等との連携

- ①県共済協同組合等と連携を図り、会員事業所の要請に応じて。各種災害リスクに対応した補償や共済加入について説明する。
- ②BCPセミナー（1回／年）の共同開催

4) 事業所の事業継続計画等作成支援とフォローアップ

- ①事業所の事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画の作成支援：5件／年
- ②事業所の要請に応じて専門家を派遣：5件／年・・訓練・計画の改善等について助言を実施
- ③事業所のBCP取り組み状況の確認：令和3年度全会員調査

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ①災害発生を想定した訓練を定期的（1回／年）に実施する。

【2. 発災後の対策】

1) 応急対策の実施可否の確認

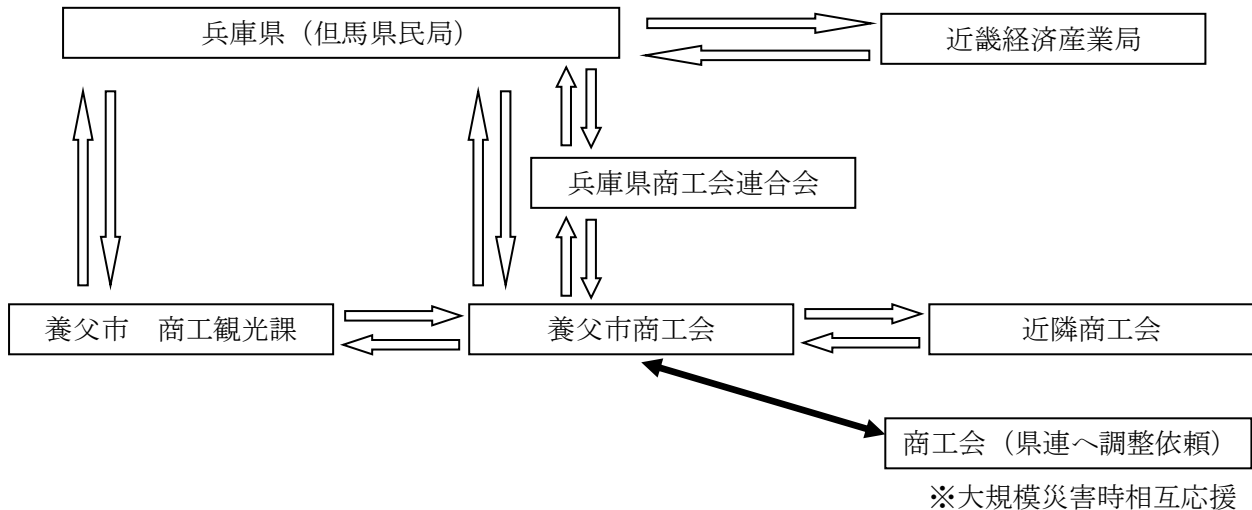
- ・発災後、1時間以内に職員の安否確認を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況・・家屋被害や道路状況等を当会と市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

【3. 発災時における指示命令系統・連絡体制】

- ・ 自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 被害の実態等の調査 物的被害・・・被害箇所・被害額・被害の程度・復旧見込み等
人的被害・・・被災者・被災の状況等
- ・ 指示命令系統・連絡体制
局長指示 ⇒ 各職員による担当地域への巡回・電話での情報収集
⇒ 局長とりまとめ ⇒ 関係機関へ報告
- ・ 大規模災害時には、必要に応じて兵庫県商工会連合会へ要請し、近隣や被害のない商工会から応援を派遣いただけるよう事前に調整をしておく。(連合会へは連絡・事前調整済み)
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での行動にかかる取り決めを設ける。
- ・ 当会と市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と市が共有した情報を県の指定する方法にて、当会又は市より県(窓口は県民局)へ報告する。



【4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援】

- ・ 相談窓口の開設方法について、市と相談する。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を開設する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

【5. 地区内小規模事業者に対する復興支援】

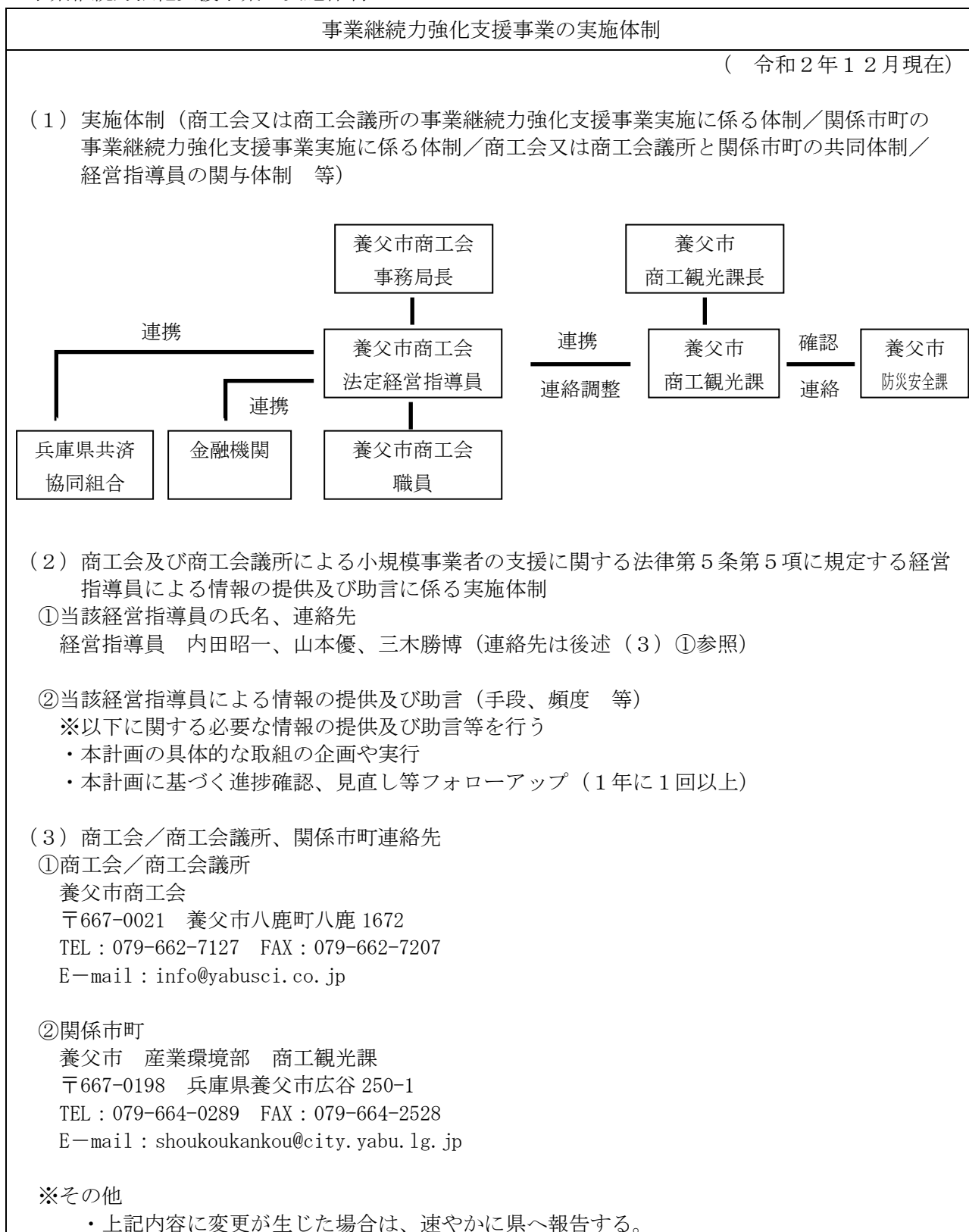
- ・ 県の指示に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他地域からの応援派遣等を県・県連等に相談する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	210	210	210	210	210
講師謝金・旅費	100	100	100	100	100
セミナー開催費	60	60	60	60	60
パンフ・チラシ 作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、養父市補助金、兵庫県補助金、事業収入他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	